平成31年度都区財政調整協議会幹事会協議内容(第2回都区財政調整協議会: H31.1.8)

取扱注意

【都側提案事項】

1算定方法の見直し等

<u> </u>	定方法の見直し等			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	(健康教育) の見直し	年参加延人数が減少傾向にあり、算定が実態と乖離していることから、前々年度の「健康増進事業費補助金」の補助 実績に基づき事業費及び特定財源を毎年度設定するよう見 直す。 なお区側修正案は、補助基準額を超えた部分も含めて算定	しかしながら、本事業の算定と特別区の実態に乖離が生じている状況が確認できたことから、区の一般財源負担額に基づき、標準区経費を毎年度設定する内容の区側修正案を	目として整理する。
2	(健康相談) の見直し	加延人数について多少の増減があるものの近年減少傾向に あり、算定が実態と乖離していることから、前々年度の 「健康増進事業費補助金」の補助実績に基づき事業費及び 特定財源を毎年度設定するよう見直す。 なお区側修正案は、補助基準額を超えた部分も含めて算定	しかしながら、本事業の算定と特別区の実態に乖離が生じている状況が確認できたことから、区の一般財源負担額に基づき、標準区経費を毎年度設定する内容の区側修正案を	目として整理する。
3	福祉会館管理運営費の廃止	り、また徐々に差異もなくなってきていることから、勤労福祉会館管理運営費の算定廃止を提案する。都としては、これまで同様、勤労福祉会館管理運営費について算定を廃止すべきとの考えは変わりないが、平成28年度の実績額と当時の態容補正による算定額を比較すると、1	過去の協議において都側からも発言があったように、勤労福祉会館は、「中小企業勤労者に対する余暇施設の提供による福利厚生面での規模間格差の是正、文化教養と福祉の増進を図ることを目的に設置された施設」であり、機能の面からも、両施設は明らかに別施設であると考える。一方、都側から、本態容補正が過大算定となっており、算定額を見直すべきとの提案があり、区側において検証した結果、都案は合理的かつ妥当な水準であると判断できるため、都案に沿って整理したいと考える。	費の態容補正について、算定内容(経費全体)を見直す。

_1 算定方法の見直し等(つづき)

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	の廃止	況が確認された。	況を踏まえ、検証から明らかになった道路維持補修費等に おける未算定分を本事業費から振り替えて算定した上で、 土木自動車整備費の算定を廃止する内容の区側修正案を提 示する。	いて、算定を廃止する。
5	正】沿道環境整備	おいても実績が見込めないため、廃止を提案しているもの である。	都の沿道整備事業の制度が継続されている中、算定を廃止する考え方については疑問が残るが、直近の実績が平成24年度であり、平成31年度フレームにおいても実績見込みがないことは認識した。 区側としては、事業の制度が継続しているため、将来需要が見込まれる際には、本事業について、改めて協議することとし、今回は都案に沿って整理することもやむを得ないものと考える。	容補正について、沿道環境整備事業を廃止する。

1 算定方法の見直し等(つづき)

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	【態容補正】義務 教育施設新増築経	昨年度の提案は統合校の国庫資格面積から統合校の母体となる校舎の保有面積を差し引くとの提案であったが、今年度はより算定実態に近い形とするため、統合前のそれぞれの学校について、築年数に応じて、既に算定している改築経費を差し引くよう算定を見直すものである。統廃合における現行の算定方法については、統合前の校舎について算定済となる改築経費が存在することから、これに加えて、態容補正で算定する場合、二重算定となるため、当該部分は差し引くべきである。区側は、「統合による改築については、規模の適正化を図る目的といった点で、標準算定されている老朽化による改築とは異なるものである」との主張を、平成25年度財調協	区側としては、平成30年度財調協議でも発言しているように、統合による改築については、規模の適正化を図る目的といった点で、標準算定されている老朽化による改築と異なるものと認識している。 一方、「実態として、老朽化した学校を統廃合している」という都側の主張も、一定程度理解できるものである。区側としては、平成25年度財調協議以降、引き続きの課題となっている本提案について、一定の方向性を整理する必要があると考えている本提案について、中定の方向性を整理では、各区における財政上の影響なども踏まえ、判断する必要があると考えている。そこで、次年度以降、区側において、特別区における義務教育施設の状況等を調査の上、本経費の合理的な算定方法について検証し、見直しに向けて検討したいと考える。	次年度以降、引き続き 検討する課題として整 理する。

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項 基準財政需要額の調整項目

	<u>財政需要額の調金</u> 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1			な区政運営を行う上で必要な行政評価事務について、行政 評価委員会に要する経費を新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、標準的な行政評価委員会のモデルを 作成し、改めて標準区経費を設定した。	て、新規に算定する。
2	水害対策経費	いては、実施区が少ないことから算定対象とはすべきでないと考える。 修正案は、都側の意見を踏まえ当該経費を除外したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であると考	近年、多発している局地的な集中豪雨等による水害に備えるため、水防訓練や、ハザードマップの作成等の水害対策に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、作成検討・データ更新委託については算定対象から除外するなど経費の設定方法について見直し、改めて標準区経費を設定した。	て、新規に算定する。
3		各区の実績にばらつきがあるため、共通的経費として考えられる問題作成・採点委託料に係る経費のみを算定対象とすべきと考える。 修正案は、都側の意見を踏まえ共通的経費のみを算定対象とするものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であると考えられることから、区側の修正案に沿って整理する。	都側の意見を踏まえ、昇任選考に必要な経費を問題作成・ 採点委託料として整理し、改めて標準区経費を設定した。	職員昇任選考費について、新規に算定する。
		修正案は、都側の意見を踏まえ経費の設定方法を見直した	設計システム」、「工事費積算システム」を「施設保全・ 営繕積算システム」として整理し、その経費を新規に算定 する。 都側の意見を踏まえ、経費の積算方法について見直し、改	ステムについて、新規 に算定する。

至于	<u>財政需要額の調整↓</u> ┃		F o # ` 4	内 类化 B
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5			区立施設定期点検調査費について、平成20年4月1日施行の「建築基準法施行規則」一部改正により義務化された外壁の点検調査に係る経費を新規に算定する。	
	調査費(フロン排出点検)	が確認できた。標準区経費として合理的かつ妥当な水準であると考えられることから、区案に沿って整理する。	区立施設定期点検調査費について、平成27年4月1日施行の「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」により義務化された第一種特定製品のフロン排出点検に係る経費を新規に算定する。	て、新規に算定する。
7	費(防災用資器			
8	費・賦課徴収費	ことから合意には至らなかった。今回の提案では各区の実 施状況が出揃っており、各区共通の経費が確認できた。標		賦課徴収費について、 算定内容(委託料、使

<u> </u>	財政需要額の調整項	貝日(つつさ)		
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	運営費	が妥当と考えるが、区側提案は議員定数の状況を再検証した結果を踏まえた見直しであることから、都側としても異論はなく、区案に沿って整理する。		について、算定内容 (人口区分、議員定 数)を見直す。 また、これに伴い、標 準区議員定数について も見直す。
	(避難所用)	づく見直しであることから、区案に沿って整理する。	避難所用の食料の備蓄に係る経費について、東京都の地域 防災計画の修正を踏まえた備蓄品目・備蓄数となるよう見 直し、算定を改善する。	難所用)について、算 定内容(経費全体)を 見直す。
	経費	中には、民生費で既算定の他の計画と一体的に策定している区があることから、既算定の他の計画策定経費との重複について確認及び整理する必要があること、また、経費の設定について委託料が区によってばらつきがあり妥当ではない点について精査すべきと考える。 改めて提示された修正案は計画策定に要する経費につき妥	「社会福祉法」の平成30年改正により策定が努力義務化された地域福祉計画の策定に係る経費について、新規に算定する。本計画は、18区が策定済みであり、そのうち、単独計画での策定が9区、複合計画での策定が9区である。複合計画でで策定している9区の計画形態は、区総合計画、障害福祉計画人で設保険事業計画、健康増進計画など様々な計画と複合しており、統一性がみられない。よって、標準的な計画とすることは困難であり、単独計画での策定を標準的な形態として提案をしている。また、民生費で算定済みの障害福祉計画等との経費の重複については、提案時実施した特別区の実態調査のなかており、今回提案の地域福祉計画策定経費との重複はない。都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	について、新規に算定 する。

甘淮田政電亜婦の細数項目 (へづき)

<u> 基準</u>	財政需要額の調整エ	項目(つづき)		
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	等事業費	において標準算定されることとなり、包括補助の範囲をさらに超えて実施するものについてまで、標準的な経費だとは考えていない。学習支援や窓口相談、啓発事業については、現時点の各区の実施状況にばらつきがあることから、標準的な需要とは言えない。また、計画策定については、多くの区で策定しているもの、更新時期が未定である区や、既に算定されている「子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費」に含まれているともあることから、標準算定とすることは妥当ではないと考える。	に算定する。 子ども食堂助成については、都の「子供食堂推進事業補助金」が充当されていない経費をもって、標準区経費を設定している。学習支援や窓口相談、啓発事業については、各区が様々な手法で実施している実態を踏まえ、包括算定として提案したものである。計画策定については、当該計画に係る経費が「子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費」に含まれている区について、除外して標準区経費を設定している。 以上より、いずれについても特別区の実態を踏まえて精査しており、合理的かつ妥当な水準であると考える。	目として整理する。
	保護者負担軽減事 業費、保育従事職 員宿舎借り上げ支 援事業費	ことは、都としても認識している。そのため、都区財政調整においても、都補助事業の実施期間に合わせ、認可外保育施設等保護者負担軽減事業費を平成31年度、保育従事職員宿舎借り上げ支援事業費を平成32年度までの臨時的な需要として整理することが適切であると考える。なお、区側から、保育従事職員宿舎借り上げ支援事業費のうち国庫補助事業については明確な終期がないことから、恒常的な算定を求める発言があった。しかし、都としては、当該国庫補助事業は待機児童解消を図ることを目的と	舎借り上げ支援事業費について、特別区の実態をもとに提案を行うものである。 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業費の国庫補助事業については、明確な終期がないことから恒常的な算定が妥当であると考える。しかしながら、これまでの協議状況を踏まえると、今回の協議において、区側提案に沿った合意は困難であると言わざるを得ない。 待機児童対策は喫緊の課題であり、各区の継続した取組が必要な状況にあることがら、今回の協議が一た取組が必要な状況にあることがの協議が一大取組が必要な状況にあることがの協議が一大なり、平成31年度において認可外保育施設等保護者負担軽減事業費を含めた本経費が算定されないことはあってはならない考える。 今回は都側の主張に沿って、両事業費を「待機児童解消緊	者育げて急てな後の度する 貴担軽減事ででは、 事では、 事では、 事では、 を ででは、 を ででは、 を ででは、 でがし、 ででは、 ででは、 でがは、 でがは、 でがは、 でがは、 でがは、 でがは、 でがは、 でがは、 で

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
14	り保育推進事業費	助成等による運営費補助がされており、各区が上乗せで補助を行うことについては、各区がそれぞれの政策判断に基づき、自主的に行っているものと考える。 このため、当該経費については標準的な経費ではないと考える。	私立幼稚園等における預かり保育の実施を誘導する事業であり、核家族化や男女共同参画社会の進展によって増加している、保護者からの託児ニーズに応えるものである。待機児童解消対策の一環として推進されてきた側面もあることから、当該経費は、大都市需要として論理的に説明できるものであり、標準的な経費として妥当であると考える。	目として整理する。
15	障害者就労支援事 業費	と現行算定の見直しの必要性があることは否定しない。しかし区案は当初、単に決算額を回帰分析し固定費と比例費 を定めているものであったが、修正案においては都の「区	コーディネーター配置数について、都側の意見を踏まえ、 都の「区市町村障害者就労支援事業実施要領」に基づいた 配置とし、改めて標準区経費を設定した。	について、算定内容 (経費全体)を見直 す。

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
16	地域活動支援センター運営費	100万円台から最高が1,700万円台であるなど区間のばらつきが大きい。本事業の算定開始時も全国平均額に基づき600万円で算定されており、全国平均額は直近の状況でも同額	地域活動支援センターの運営に係る経費について、都市部における実績や特別区の実態から補助単価を見直し、算定を充実する。補助単価について、平成29年10月に国が公表した「地域生活支援事業の実施状況について」では、全国自治体平均が約600万円、政令指定都市平均が約950万円であり、大きな乖離がある。これは都市部における人件費や施設賃借料など、都市部の需要が反映された結果であると考える。特別区は、23区全体で大都市を形成しているの仮想区であるでは、23区全体で大都市を形成しての仮想区である。とは、23区全体で大都市を形成しての仮想区である。とは、23区全体で大都市を形成しての仮想区である。とはこの大都市を形成する一部としての仮想区都市平均単価と比較すべきである。今回の提案は、特別区の実都市平均単価と比較しても同等水準である。このことからも、本規案は、大都市需要として合理的な水準であると考える。	
17	老人福祉施設入所 措置費	特別区の実態と算定に乖離があるため、現行算定を見直す ものであることから、区案に沿って整理する。	養護老人ホームへの措置に係る経費について、実態と算定に乖離があることから、標準区経費の設定方法を見直し、算定を充実する。	
18	地域型保育給付費		算定を充実する。 多数の区で実施している普遍的な事業であり、特別区の実態を踏まえ標準区の設定を行っていることから、他の財調算定されている事業と何ら異なるものではないと考える。 よって、当該経費は、標準的な経費として妥当と考える。	協議が整わなかった項目として整理する。

	財政需要額の調整す			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
19	等事業費	妥当であると考える。	された保育士処遇改善に係る経費を追加算定し、算定を充 実する。 都側の意見を踏まえ、直近の区の施設数等を反映して各種	業費について、算定内 容(負担金補助及び交
20	営費(管理運営委 託(委託施設))	平成29年度から新たに処遇改善等の加算を行ったことにより、直近の実績が増加したことを踏まえた積算になっており、当該加算は、私立認可保育所等における保育士等の処遇改善等が実施されたことにあわせて、公設民営保育所でも同様の処遇改善等を実施するものであることから、単なる区単独加算ではないことも確認できた。 修正案は、標準区の設定方法について精査され、妥当であると考えられることから、区側の修正案に沿って整理する。	による公設民営保育所の委託料の増を反映し、算定を充実する。 する。 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を 設定した。	設) について、算定内 容(経費全体)を見直
	助成費	加味していないなど精査の必要があるものと考える。 修正案は、この点を踏まえており、適切なものと考えられることから、区側の修正案に沿って整理する。	共同電算処理手数料を単位費用化するとともに態容補正Ⅱを見直し、算定を改善する。 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	費について、算定内容 (繰出金、態容補正 Ⅲ)を見直す。
22		妥当ではない点があった。	平成31年度から検査費用に対する公費負担の導入が検討されている新生児聴覚検査に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、都内市部における公費負担導入済み自治体の実績をもとに、公費負担件数を再設定するなど数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	いて、新規に算定する。

坐手	財政需要額の調整。 項目	報の考え方 都の考え方	区の考え方	協議結果
	公害保健対策費 (ダイオキシン類 測定委託)	区案は当初、各区の測定回数に大きなばらつきがある中で、平均値により標準区における測定回数を設定しており、妥当ではないものであった。 修正案は、数値が精査され、合理的かつ妥当な水準であると考えられることから、区側の修正案に沿って整理する。	公害保健対策費について、ダイオキシン類測定委託に係る 経費を新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、測定回数の乖離が大きい区を除外す るなど数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	ダイオキシン類測定委 託について、新規に算 定する。
24		て整理されており概ね妥当であるものの、自己負担を設定すべき点や、健診の受診率及び事務費の設定について内容	都側の意見を踏まえ、特定財源を設定するとともに、事務 費及び受診率の設定方法を精査し、改めて標準区経費を設 定した。	て、算定内容(経費全 体)を見直す。
	肝炎)	れることから、区案に沿って整理する。	予防接種費について、B型肝炎の接種率等を見直し、算定を充実する。なお、接種率等は平成29年度実績の数値により設定する。	炎) について、算定内容 (委託料) を見直 す。
26		区案は、標準的な事業水準を設定したものであると考えられることから、区案に沿って整理する。	母子歯科健康診査費について、歯科医師及び歯科衛生士の 人数等を見直し、算定を充実する。	母子歯科健康診査費に ついて、算定内容(経 費全体)を見直す。

李华	<u>「準財政需要額の調整項目(つづき)</u>				
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
27	費	平成30年度財調協議では「事業の目的、実施内容、計上されている経費、決算等を複数年度について分析し、傾向を把握するなど十分な検証を行った上で、より適切な標準区経費を設定すべき」として合意に至らなかった。区側提案は、昨年度の都側意見を踏まえた内容であり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。	見直し、算定を充実する。	公衆浴場助成事業費について、算定内容(経費全体)を見直す。	
28	労働総務費(高齢者就労対策事業助成金)	シルバー人材センターへの助成費と人口規模に一定の相関が認められ、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから区案に沿って整理する。	労働総務費について、高齢化による会員数の増加や、都補助事業である「労働者派遣事業」、「地域課題解決・地域活性化事業」の実施などにより、シルバー人材センターの業務が増加していることから、助成費を見直し、算定を充実する。	成金について、算定内 容(経費全体)を見直	
29	【態容補正】農漁 業振興経費	農漁業世帯を有する19区のうち事業実施区は9区に留まるため、態容補正のあり方から見直すべきと考える。	農漁業振興経費について、特別区の実態に基づき経費全体 を見直し、算定を充実する。 農漁業世帯数と決算額には相関がみられることから、現在 の態容補正は合理的な算定方法であると考えている。平成 27年度に「都市農業振興基本法」が施行され、都市農業の 振興は地方公共団体の責務となっており、都市農業の活性 化や農地保全に係る経費は増加していることからも、本提 案は、妥当な水準であると考える。	目として整理する。	
30	費	る。 また、協議会・審議会の運営経費等については、改めて積		る。なお、除却等の助成に	

	対政而女成り例正さ		E o to t	L力 =关 √+ 円
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
31		はあるが、その算定すべき対象経費には統一性が必要である。 そのため、態容補正により新規算定するに当たっては、算定対象とする経費を絞った上で、モデル的な路線を設定し、そのモデルに応じた必要経費を基準的経費として整理	コミュニティバスの運行支援等事業に係る経費について、 17区で運行関連経費の実績があるものの、区間の偏在があり、標準区経費としての設定が困難なため、態容補正により新規に算定する。 本事業は、バス運行事業者への支援やバス停等の運行環境整備及び普及に係る事業等と幅広く、路線の利用状況、事業者の経営努力等の要素から、執行の実態が区ごとに異なっている。 また、事業目的も交通不便地域の解消、高齢者等の外出促進及びまちの活性化等、多様であることから、現時点で都側の言うモデル的な路線の設定は難しいものと考える。 区側としては、各区の実情に応じた実態を幅広く捉えたものを標準的に必要な経費と判断しているものである。	目として整理する。
32		費については、都や区で行った調査結果を踏まえ、単価や面積の見直しが必要であると考える。 修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として、合理的かつ妥当な水準であると考えられることか	さらに補助率について、各区の助成率の実態を踏まえて見	て、新規に算定する。 また、路面舗装工事に ついて、算定内容(経 費全体)を見直す。

<u> </u>	財政需要額の調整工			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
33		ることが分かった。 算定対象経費の整理ができたことから、区案に沿って整理 する。	対象事業の要件は、1点目に都市再生緊急整備地域及び特定 都市再生緊急整備地域であること、2点目に、当該地域に策	整業務費について、態 容補正により新規に算 定する。
	業費 (鉄道駅多機 能トイレ等整備促 進事業費)	祉推進包括補助事業費で算定されてきたが、都の所管局の変更に伴う提案であること、対象となる経費が変わらないことから、区案に沿って整理する。なお、算定対象は、補助対象事業費から補助額を控除した補助裏部分を「2/2」算定とする。	「東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱」の改正に伴い追加された、鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業に係る経費について、態容補正により新規に算定する。	容補正について、鉄道 駅多機能トイレ等整備 促進事業を新規に算定 する。
35	都市景観づくり事業費		都市景観づくり事業費について、景観アドバイザー派遣事業や、景観教育・啓発経費を追加算定し、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	について、算定内容 (経費全体)を見直

<u> </u>	財政需要額の調整す	貝日(つつさ)		
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
36		D灯への切替えが進むことが想定される。 標準区経費の設定にあたり、光熱水費の単価については、 乖離があることから見直しが必要であると考える。 修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費 として、概ね合理的なものとなっていると考えられること から、区側の修正案に沿って整理する。	都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を 設定した。 また、LED灯への切替計画は平成34年度が最終年度とな るため、平成35年度財調協議において、本事業費の経費を	いて、算定内容(需用 費、工事請負費)を見 直す。 なお、工事請負費のう ち街路灯改築費は、平 成34年度までの算定と
37	事業費	と考える。 修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費 として、概ね合理的なものとなっていると考えられること から、区側の修正案に沿って整理する。	都側の意見を踏まえ、数値を見直し、改めて標準区経費を 設定した。	費について、算定内容 (経費全体) を見直 す。
38	公園使用料・占用 料	もかかわらず、決算額が減少しており、その減少理由が不明確として、協議不調となった。 今年度改めて、その理由について確認したところ、「区の 条例改正に伴い、公園使用料として徴収しなくなった事例 によるもの」とのことであり、当該施設が、財調上の公園	平成25年度と平成28年度を比較し、決算額が減少した主な 要因は、区の公園内にある施設を他の目的施設へ移管する 条例改正に伴い、公園使用料として徴収しなくなった事例	目として整理する。

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
39 【投資】公園費の見直し	の実績が平均382㎡であったことから、その事業量が現行の1,500㎡を大幅に下回っており、過大算定となっていることから、年度事業量を400㎡に見直す。」という都側提案を受け、今年度、区として改めて検証し、提案があったもと考える。まず、新設公園の用地取得については、都市計画交付金を受けているが、用地費が発生し、かつ、標準算定で借地によるもの5㎡」の合計343㎡であることが分かった。また、公園借地料の新規算定は、用地の購入しにものと間で年度のおり、「標準算定は、用地の時間として、他の方法は違うが、も用地開入したものと見なし、その方法は違うが、も用地開入したものと見なし、で年度の都側提案の年度事業量400㎡の中で対応要の確保についたり、といるのと関係有状況の格差を是正するため、1人あるのと関係有状況の格差を是正するため、1人ある。本件については、昨年度の都側提案以来議論を重ねてきたが、区側から公園用地費の年度事業量について、400㎡あったが、区側から公園用地費の年度事業量についた。本件については、昨年度の都側提案があったが、工事単価については、区側の調査結果を確認すると、1㎡当たりた。加えて、工事単価の見直し等の提案があったが、工事単価については、区側の調査結果を確認すると、1㎡当たりた。か、単価のばらつきが非常に大きいものとなっている。そのため、単に平均値をもって単価を設定するのではなく、単価の実績として、最も多数を占めている、30,000円	一方で、都市計画交付金の対象要件緩和の影響から差しへの 力を差しては、都市計画交付金の振りで、 を提案する。 区側としては、現在の水準である1人あたり公園面積3.51㎡と、 と、修容補正の1人当たり公園面積4.4㎡の差を充みを。 医側としては、現在の水準である1人あたり公園面積5.51㎡と、 めの経費を公園費にすであり、と変養える。 については、現在の水準である1人あたり公園面積2、51㎡を が、と、態容補正の1人当たり公園面積4.4㎡の差を充みを。 に一次の経費を公園費に対している。 に一次の経費を公園費に対している。 についてはないと考える。に向業量についても、都区でにあることとに、ま業量であり、から、日地表る。 については、事業量を実績により算定するのであれば、、実態と大き書すべきである。 しただし、事業量を実績にている工事単価についてもいまえ、決算額と大きである。 したがって、類別区の実出しての実態を な、決算額と新設工事単価を33,000円/㎡に設定するよう、提案する。 第3回の幹事会において、都側から工事単価を33,000円/㎡とすることで合意したいとの提案があった。特別区の まえ、決算額とおいて、都側から工事単価を33,000円/㎡とすることで合意したいとの提案があった。特別区の まえ、決算額とおいて、都側から工事単価に考え、第3回の幹事会において、表別区の考え方につも疑問が表しても まえ、今回とは乖離があり、「公園では課題の整理を最優先に考えるととは乖離があり、「公園では課題のを をは、今回とはでは、直近係る工事対象からところではあるが、今回は課題のを なにより整理することとしたい。 なおことを整理することとしたい。 なおことを変していることを表しているとして整理する。	内容(経費全体)を直す。	

<u>*</u> T	別以而安領の調金と			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	優良賃貸住宅家賃	地方交付税算定等により標準区経費を設定しており、また、国庫補助対象事業の減少が見込まれることから合理的かつ妥当な水準と判断できるため、区案に沿って整理する。	住宅家賃対策補助に係る経費を見直し、算定を縮減する。	特定優良賃貸住宅家賃対策補助について、算定内容(経費全体)を見直す。
	学校運営費(調理 従事者ノロウイル ス検査)	厚生労働省マニュアルでは、下半期について、毎月1回検査を受けることが努力義務となっているが、区案では実態をもとに回数を設定している。都としては、児童生徒の安全面を考えると、マニュアルに沿った算定が妥当と考える。また、単価については、ばらつきが大きいため、平均単価とするのではなく、執行額を総回数で割り返した単価とすべきである。 修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられることから、区側の修正案に沿って整理する。	務とされている調理従事者ノロウイルス検査に係る経費を 新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、単価及び回数の設定方法を見直し、 改めて標準区経費を設定した。	
42	等助成経費	各区の助成対象及び助成内容には差があるのではないかと考える。また、全比例での算定とのことであるが、都大会、関東大会、全国大会は毎年決まった校数しか出場できないものもあり、必ずしも生徒数に比例して経費が増減しないのではないかと考える。 修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられることから、区側の修正案に沿って整理する。	ついて、新規に算定する。 団体競技については、都側意見のとおり、固定費として捉えられる部分もあることから、一部固定に見直した上で、 改めて標準区経費を設定した。	成経費について、新規

<u> </u>	財政需要額の調整項			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
43		派遣旅費などを既に算定しており、本提案内容との重複があると考えられることから、経費の切り分けが必要である。	「外国人生活支援等事業費」との重複が考えられるとのことであるが、当該経費のうち、特別旅費の算定見直しを含め、整理することができると考える。	目として整理する。
44	スポーツ推進計画 策定経費	態も一定程度あることから、提案の趣旨は理解できる。ただし、標準区経費の設定方法については、計画策定区のみ	都側の意見を踏まえ、報酬については、単価及び人数を設定し、委託料については、計画未策定区を含めて積算するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	経費について、新規に
45	ツクラブ支援事業 費		地域住民により自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブに対する支援事業に係る経費について、新規に算定する。	
		定した」とのことであるが、区ごとの1教室あたり整備費を みるとかなり開きがある状況である。特別教室ごとの改修	学級増に伴う特別教室の普通教室化に係る経費について、 態容補正により新規に算定する。 区ごとの1教室当たり整備費に差があるとのことだが、同施 行令に示されている特別教室は多岐にわたることから、各 校の実情に応じた整備により生じるものであり、その実情 を幅広く捉えたものを標準的に必要な経費と判断し、区案 としてまとめている。	検討する課題として整 理する。

<u> </u>	財政需要額の調整項	貝日(プラざ)		
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	(スクールソー シャルワーカー報 酬)	中、妥当な人数と言えることから、区案のとおり整理すべ	都側の意見を踏まえ、単価の見直しを行わないこととし、 改めて標準区経費を設定した。	ワーカー報酬につい
48	要保護準要保護児 童・生徒就学援助 費	価を、要保護の国庫補助単価と同一としていること、「特別支援学級就学奨励費」については、現状でも国単価を使用していることから、本事業についても、国の定める要保	なお、本事業の見直しとあわせ、特別支援学級就学奨励費	生徒就学援助費について、算定内容(単価改定方法)を見直す。
49	学校費】特別支援	には区案のとおり整理する。経費については、最新の特別 支援教室導入計画に基づき修正すべきと考える。 修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ	中学校の特別支援教室導入計画を踏まえ、改めて標準区経	について、算定内容 (需用費)を見直す。

- 基準	財政需要額の調整工	貝目(つつき)		
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
50	の対応	分は、臨時交付金により全額国費で措置されることが国から示された。 また、幼児教育無償化に係る課題について、引き続き国と地方とで議論することとされており、次年度は、こうした点も踏まえて検討すべきものと考える。 なお、再調整については、財調条例第8条第2項及び都区間で合意した1%ルールに基づき行うものであり、交付金総額は、東京都の当該年度最終補正予算編成に基づき、額を確	昨年12月21日に平成31年度予算政府案が閣議決定されており、幼児教育無償化に係る項目については、初年度の地方 負担分は全額、臨時の交付金により国費で措置されること	検討する課題として整理する。
51	費に係る工事単価 の見直し(建築工 事)、【経常・投 資】投資的経費に	平成26、27年の2か年分の急激な上昇率を踏まえて算出した 工事単価は、あくまで臨時的なものであり、恒常的な算定	平成30年度財調協議において、臨時的算定とされた建築工事・土木工事に係る工事単価の見直しについて、財調単価と特別区の実態に乖離が生じている状況に変化がないととから、昨年度の整理に沿った形で引き続き反映させるともに、今後、恒常的な算定とするよう提案する。工事単価の上昇分の反映を恒常的な算定として取り扱うことについては、今年度も都区の認識を一致させることについては、今年度と同様に暫定的な措置として、以上であるため、昨年度と同様に暫定的な措置として、当場であるため、昨年度と同様に暫定的な措置として、当場である。といる。	単価について、平成 26、27年の2か年分定 昇率を反映した算定 する。 なお、単年度の算定と するが、次年度以 引き続き検討する として整理する。

項目 都の考え方 区の考え方	協議結果
大学 12 12 13 13 14 15 15 15 15 15 15 15	

35 打政系人等制度故 「京の考え方 「京の考え方」 「京の考え方」 「京の考え方」 「京の東京を重定するも、行政系人等制度な 京のではなく、あるべき需要を含血的かの妥当な水ににより 会別ではなく、あるべき需要を含血的かの妥当な水ににより 会別ではなく、あるべき需要を含血的かの妥当な水ににより 会別ではなく、あるべき需要である。 人事委員会動では、地方公務員長の場所に走づき、中立的 古橋側から人事委員会会動では、地方公務員長の場所に走づき、中立的 古橋側から人事委員会会動では、地方公務員長の場所によづき、中立的 古橋側から人事委員会会動では、日本の公事 定た、これに伴い、標色するものであり、別湖算定における人件費については、 とは、特別区の実態がなきれたが、日本のの表と人体の交易である。 会別区の実施が、立れたが、日本のと対しては、地方公務の地方により、大事の会会もと考のには限すべきするり、通点では、文でいる。 区側から、過去の時間において、大事交員会動はいて第かけのである。人件の発尿についても、当合と対別区の実施が一致したい場合も合め、特別にの支援が大きれたが、「大事委員会ものである。人件の表生のと対して大事院動作に大事院動に対して、日本学の発験的能力を特別区の実施が、会しない場合も国の財政が余余令の依頼のな状たにかったものできままます。 京橋での成地を資かる中で、国をはじか、新年の主き、「京橋では、大幅引き上げを動きした人事院動に対して、日本学会会会と、「京橋の地方自体が動動と中で、国をはじか、新年のである。」 「京橋で政会を資金をの中で、海はじか、新年のである。」 「京橋で政会を資金をの上げら、新年のの議論があることを確認する。」 「京橋の地方自体の報告を実施したが、大き、「育和設施の中で、都区で乗が利用造する部分もあっ 個としては、手段の大事人であると考えている。 「古のであり、大き、「有取扱物力の一般の施化に向け、「方成の人手制度会会」」 したものであり、大きりすることが、「京橋の市を作り、日本のできかること」 「京橋の大事の表した」 「おり、本権は大事がある」とと考えている。 「本は、日本の大事があると考えている」 「本は、日本の大事があると考えている」 「本は、日本の大事があるとと」「京本の大事が利用された人事制度改造工作品」 「本は、日本の大事が表した。」 「本は、日本の大事が表しため、日本の大事が表しため、日本の大事が表しため、「まな、日本の大事が表しため、「まな、日本の大事が表しため、「まな、日本の大事が表しませな、「まな、日本の大事が表しまれて、日本の大事が表しまれて、「本は、日本の大事が表しため、「本は、日本の大事が表しまれて、「本は、日本の大事が表しため、「本は、日本の大事が表しまれて、「本は、日本の大事が表しまれて、「本は、日本の大事が表しまれている。」 「本は、日本の大事が表しまれている。」 「本は		財政需要額の調整項			
 正に伴う対応 のではなく、あるべき需要を合題的かつ妥当な水準により は力のある。 人事委員会勧告は、地力の務員法の規定に基づる。中立的 がり、 はいかした。 はいなかした。 はないなかした。 はいないなかした。 はいないないないないないないないないないないないないないないない		項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	53		の第二の大会と、大会と、大会と、大会と、大会と、大会と、大会と、大会と、大会と、大会と、	語昇格・デル及び職層別区分について見直し、第定をを改きりについて見直し、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、「一人件費をある。」とは、「一人件費をある。」とは、「一人の見解が示されたが、「一人の見解が、「一人の見解が、「一人の見解が、「一人の見解が、「一人の見解が、「一人の見解をある」とは、「一人の問題をある。」といる。「一人の表して、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の見解」をある。「一人の表し、「一人の見解」をある。「一人の表し、「一人の見解」をある。「一人の表し、「一人の見解」をある。「一人の表し、「一人の表し、「一人の見解」をある。「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の見解」をある。「一人の表し、「一人の見解」をある。「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人のよっ」に、「一人の表し、、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、「一人の表し、、「一人の表し、「一人の、」」」、「一人の、「一人の、」」」、「一人の、「一人の、」」、「一人の、「一、」」、「一、」」、「一、「一、」」、「一、一、「一、」」、「一、「一、」」、「一、」」、「一、」」、「一、」」、「一、」」、「一、」」、「一、」、「一、」、「、」」、「一、」、「一、」」、「、「一、」、「、」、「	で、行政系人事制度な不した。また、これでは、これでは、これでは、これでも単価をも、では、これでも単価を、できる。という。また。

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
54	ステム関連経費 【議会総務費】 【民生費】【教育 費】	に応じて比例する経費があるのではないかと考える。また、経費が突出している区などがあるため、標準区における対象経費の積算方法について精査が必要である。 修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ 妥当な水準となっていると考えられることから、区側の修	また、防災気象情報、安全・安心情報等を配信する安全安 心メールシステム保守費用について、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、経費を精査の上、一部固定に見直 し、改めて標準区経費を設定した。	ム保守費用について、 算定内容(経費全体) を見直す。 また、学校等情報配信 システム運用経費(保

2その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2101	特別交付金	特別交付金は、地方において、「普」政需等のの算定期日後に生じたがあり、とこれで、「普」政事情を表して、「新政の算定財政収入のとことで、「新政の事情を表して、「新政の事情を表して、「新政の事情を表して、「新政の事情を表して、「新政の事情を表して、「新政の事情を表して、」の特別のない。当時間である。との、はないのでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のので、一個のので、一個のので、一個のので、一個のので、一個のので、一個のので、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個のののでは、一個のののでは、一個のののでは、一個ののののでは、一個のののでは、一個ののののののでは、一個のののでは、一個ののののでは、一個ののののでは、一個ののののでは、一個ののののでは、一個ののののでは、一個のののののでは、一個ののののでは、一個ののののでは、一個のののののでは、一個のののののでは、一個ののののでは、一個のののののでは、一個ののののでは、一個のののののでは、一個ののののでは、一個のののののでは、一個ののののでは、一個ののののでは、一個ののののでは、一個ののののでは、一個のののでは、一個のののでは、一個のののでは、一個のののでは、一個のののでは、一個のののでは、一個のののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個のでは、一	「特別交付金の割合の引き下げ」について提案する。 各区が安定的な財政運営を行うためにも、算定内容が客観 的かつ明確に規定されている普通交付金に要があると考え る。 一方、昨年度協議において、区側から算定の透明性・し、区側からなが高にないの算定ルールや『東京都総務局行政ることの 側からは「現行の算定ルールや『東京都総務局行いることの も、改めて整理は不要」としており、協議不調となった。 しかしながあ明である」と感じている。 とが確認されている。とが確認されるの表されて、「不認力をもとがである」とを生まれるとはよが違っのではないか」との を表しれれれませば、「不認力を表されるの声が多定ながでいる。 とが確認するとは違うのではないか」とのまがで、それの 業でと算定の基準が違立れるの表がで、といないないないないないないないで、表述 業でと算定の基準が適かではないから 算定がの第定に、また、適用はないないないないない。 第定であり、また、適用は限している。 第定であり、また、適用は限している。 第定であり、また、適用は限している。 第定であり、また、適用は限している。 第定であり、また、適用はであり、また、第定であり、また、適用は関している。 第定であり、また、第二であり、また、第二であり、また、第二であり、また、第二であり、といるとも、第二であり、といる。 都側の発言からも、特別交付金の算定に不透明るとは明らかであり、改善していく必要があるとも、また、では、第二では、第二では、第二では、第二では、第二では、第二では、第二では、第	協議が整わなかった項目として整理する。
1				

全機政権強対策 年度途中の調整税の減収対策についてだが、減収補減位の調整税の一定割合は特別比の固有財源としての性格を有す 総計する課題として整発が認められる訳ではなく、5条債を売生してもなま、適 る減収補及対策に見たりは、一般の中間対応とり 総計する課題として整定が認められる訳ではなく、5条債を売生してもなま、適 る減収補及対策に見を見直すのであれば、区側で 過去る。 ると認められる場合に限り、発行が認められるものであると認められる場合に限り、発行が認められるものであると認められる場合に限り、発行が認められるものであれば、区側で 異生す必要」との見解が示されていることを確定え、平成30 いう状況に対して、各任がよれぞれ続出の削減水金機の設した。 25した財政を関ったして、 25した財政なのという、 45に対して、 25に対して、 25に対しな必要であり、 25した財政の関係を踏まえ、 35に対して、 25に対しな必要であり、 25に対しな必要性を踏まえた具体的な検討を含めたが、 25に対したシミュレーションにより、年度途中の大権を対取している。 25した財政の見解にもるように、 25に対したシミュレーションにより、年度途中の大権を対取していた。 25に対したがよう。 25を支えが加え、 25を支えが加え、 25を支えが対し、 25を支えが明らかになっている時点で、 25に対したシミュレー 25を支えが明らかになっている時点で、 35に対しが必要性を踏まえた具体的な検討を格論を指すると要があると考えている。 25に対し方が応えて、 25に対し方が応えて、 25に対し方が応えて、 25に対し方が応え、 25に対し方が応え	No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	- 101	2 1 1 1	年度途中の調整税の減収があったことでは、 ではなく、5条債をおおがいる。 ではなく、5条債をおおがいる。 ではなく、5条債をおおがいる。 ではなく、5条債をおおがいる。 を方が認められる訳ではなく、5条債をおおがいる。 を力がいる。 その上で、対して、各のというが、とに対し、は、は、ののののののののののののののののののののののののののののののののの	調整税、はでは、大きなであるとし、はでがあるとは、いいないとしがいるとは、いいないとしたがあるとは、いいないというないのであるとは、いいないというないのであるといいないであるといいないであるといいないのであるといいないであるといいないであるといいないであるといいないであるといいないであるとは、いいないとした。一定があるといいないであるといいないであるといいないであるといいないであるとは、がのよく直要が必要にたがいったとした。一定が必要において、まないのでであるといいないであるといいないであるといいないであるといいないであるといいないであるといいないであるといいないであるといいないであるといいないであるといいないであるとは、いいないが、大きないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、	次年度以降、引き続きを設理する。

No. 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
(調整税に係る過 誤納還付金の取扱 い)		都は平成17年度以降、毎年、区と合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っているが、これは都区の信頼関係に係わることであり、改めていただきたい。また、区側にその負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であると考えている。	
3 都市計画交付金		都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都市計画税本来の極旨を踏まえ、都市計画税本来のの大阪会に、交付率の上限撤廃等、抜本的な見直しについて提案する。平成29年度においては、特別区が事業費や一スで800億円以上の都市計画事業を実施しているにも関わらず、交付領が約170億円にとどまり、30億円を超える執行残が生じている。本なくとももと考える。とのないよう、早急に交付率を見直すべきと考える。また、都市計画税についる一方、都がはにでいるが、少りでは、都があられている。当時では、がおりがでは、都がは、では、ののでは、が、ののでは、が、ののでは、が、ののでは、が、ののでは、が、ののでは、が、ののでは、が、ののでは、が、が、ののでは、が、が、ののでは、が、が、ののでは、が、が、が、ののでは、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区も「児童相談	都区財調の基準財政需要額に算定した上で、都区間の配分	次年度以降、引き続き
	費		割合を変更すること、準備経費については特別交付金によ	
		なったところであるが、改正後においても都道府県につい		理する。
			特別区の児童相談所設置は、その準備も含め、法改正の趣	
		付けられている。	旨に沿って行っているものであり、決して自主的な意向の	
		また、児童福祉法第59条の4第1項で、都道府県が処理する		
		ものとされている事務で政令で定めるものは、児童相談所		
			特別区が政令指定を受け、児童福祉法に基づき児童相談所	
			を開設した場合、当該区の区域においては、同じ法の規定	
		している。	に基づき「設置市」となっている中核市同様、都道府県に	
			関する規定は読み替えられることとなり、関連事務は、法	
		する22区全てで計画が具体化されているとは認識しておら		
		ず、今年度から、特別区が児童相談所を開設した際の入所	(イイ) りへき事務について) 地方交付税法逐条解説によれば、「地方団体がひとしくそ	
			地方父竹悦伝还朱牌説によれは、「地方団体がいとしても の行うべき事務 に、どのような種類の事務が含まれるか	
			について、「法律又はこれに基づく政令により義務づけら	
		か、現時点では整理がついていないものと認識している。		
			地方自治法第282条第2項に規定する「特別区がひとしくそ	
			の行うべき事務」についても同趣旨であることから、「法	
			律により義務づけられた事務 となる児童相談所関連事務	
			が、「行うべき事務」に含まれることについて、疑問の余	
		又はこれに基づく政令により義務付けられた』事務より広		
		く、また『合理的、かつ、妥当な水準』の地方行政に包含		
		される事務は含まれると解釈される」としている一方で、	法定事務の地方交付税法上の算定について、地方交付税法	
		結論として「結局のところ、その時々の経済的、社会的、	逐条解説によれば、「標準団体の行政経費に組み込まれる	
		文化的諸条件を考慮して決定されるべきものであろう。」	事務の範囲は、地方団体が法令により処理することを義務	
		ともされている。	づけられている事務はもちろん、法令上の義務はなくとも	
			全国的に行われている事務で地方団体が処理するのが適当	
		(続きあり)	と考えられるもののすべてにわたるべきである。」として	
			いる。	
			(続きあり)	
			(ANGLE OF FEET AND A SECTION OF THE	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費(つづき)	金の原資である調整税の税収状況をみて判断する必要部分の、「合理的かつ妥当な水準」として、どうな経費があるととで、とうな規模が妥当である当なのは、となり、でのような金額の増減が妥当なのいる。とを慎重に検討する必要があると考えている。とを慎重に検討する必要があると考えている。とをは現時点で有無についてきるとは、過年度、とのことが別の方にといては、過年度、地に生じの、当時通交付金の特別の事情があるととは、「普通交付金があるととに、「普通交付金があるととに、「普通交付金があり、ととにより、「普通交付金がある」ととにより、「普通交付金がある」ととにより、「普通交付金がある」ととは、「普通交付金がある」とは、「普通交付金がある」とは、「普通交付金がある」とは、「普通交付金が対して、一次の特別の事情がある」ととは、「本学のである。ときに、「本学のである。」といい、「本学のである。」といい、「本学のである」とは、「本学のである。」といい、「本学のである。」といい、「本学のである。」といい、「本学のである。」といい、「本学のである。」といい、「本学のである。」といい、「本学のである。」といい、「本学のである。」といい、「本学のである。」といい、「本学のである。」といい、「本学のである。」といい、「本学のである。」といい、「本学のである。」といい、「本学のでは、「本学のである。」といい、「本学のである。」は、「本学のでは、「本学のでは、「本学のでは、「本学のでは、「本学のできない、「本学のでは、「	地方交付税においては、中核市が政令の指定により児童相談所設置市となる場合には、基準財政需要額の算定が府県分から市町村分に移されることにより財源保障がされている。これを踏まえれば、特別区が法律に基づき児童相談所を設置する場合にも、都区財調において算定され、財源保障されなければならないものと考える。さらに、平成32年4月に3区が児童相談所を設置した場合、その需要を、財調において平成32年度から算定することは当然のことと考えている。 (配分割合の変更について) 都区制度改革の際、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」には、配分割合の変更事由に	

3 財源を踏まえた対応

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	財源を踏まえた対応	「改築需要集中期への対応」における協議状況及び特別区の現状を勘案し、平成31年度の財源状況を踏まえ、公共施設改築経費を臨時的算定すべきとの提案である。前回の「改築需要集中期への対応」の協議でも申し上げているが、近年、地震や豪雨被害といった災害が頻らしているが、近年、地震や豪雨被害といった災害が超している。今後30年以内に70%の確率でマグニチュード7級のより、今後30年以内に70%の確率でマグニチュード7級の公とを考えると予測されていることを考えるとうとから、当該時における避難場所等となることののといることを表して、それ以前に臨時算定した改築需要費が存在したといら、当該時期の年度事業量を0とすることのから、当該時期の年度事業量を0とすることにと解しては、都側と見ても異論はないので、区案のとおり整理する。なお、今後前倒し算定した際には、費目別、標準施設別で	改めて平成31年度財源見通しが示されたが、普通交付金の 財源は、所要額に比べ上回る見込みであるとのことだっ た。 今回の協議においても、一部の事業で都区の考え方を一致 させることができておらず、継続検討課題とした項目も含 め、依然として需要額算定すべき事業が多く積み残ってい ると考えているが、一方で、各区では、現在、高度経済成 長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎えてお	公共施設改築工事費を臨時的に算定する。

平成30年度都区財政調整(再調整)

No. 項目 都の考え方 区の考え	之方	ŧ	協議結果
1 30年度の対応 この普通交付金の再算定にあたっては、平成30年度の財政 需要を改めて見直した上で、次の項目について検討を進めている。 地震等により倒壊の危険性があるブロック塀等の点検・撤 その点について異論はないが、反 差など、昨今の大規模な災害の発生に鑑み、首都直下地震 定すべきその他の事業として、2 をはじめとした災害への備えの観点からの対策経費について、再算定で算定すべきと考える。 平成30年度再調整に係る追加提案について、先の幹事会は に述って、方の大規模な災害の発生に鑑み、首都直下地震会にもかかわらず、過去の時で、昨今の大規模な災害の発生に鑑み、首都直下地震をは に 建築基準法に基づくフロン排出点検に係る と	策 区本協算壁る質でて取 価分とにるべ、の防すな は算りとフたる。正麻ま 、	る定	